

回顧「納税者の権利」の取組み

TC フォーラム代表委員・弁護士 鶴見祐策

1 荒川民商「広田事件」との関り

私の「税金問題」との最初の関わりは荒川民商の「広田事件」です。

1966(昭和41)年9月26日の早朝でした。

人家が並ぶ狭い路地を埋め尽くした警視庁公安部、荒川警察署公安係、第2機動隊1個中隊、荒川税務署の署員から成る大勢が、路地に面した作業所と住居を兼ねた広田宅に襲いかかり、この日60歳になった権次郎さんと長男の真一さんを連行したのが事の始まりです。

予め警察から通報を受けた NHK のカメラマンや新聞各社の記者たちも多数がその場に駆けつけ、写真を撮りました。その情景は正午のテレビで放映され、「公務妨害」の大見出しが新聞各社の夕刊の紙面を飾りました。

ことの発端は2週間ほど前になります。荒川税務署の「特団」係長の友井淳一が部下を伴って臨場しました。「特団」とは「特殊団体」の略称です。その友井が顔を出した広田さんと長男に向かって「取引先を教えろ」「帳簿を見せろ」と迫った。広田さんが「申告は既に済ました。何が問題なのか。調査の理由を教えてください」と言ったところ、友井が「言う必要はない」と突っぱねた。「それでは話にならない」と広田親子は屋内に入った。短時間のやりとりがありました。

税務署に戻った友井らは早速に告訴状の作成にかかった。これには背景と経過がありました。昭和38年5月に遡ります。「60年安保」のあと、退陣した岸内閣に代わって登場の池田勇人内閣は、防衛庁に出向していた木村秀弘を抜擢して国税庁長官に就任させました。いらい木村は「全国税」と「民商」に執念を燃やす。この経過は周知のとおりです。

その木村が就任するや全国の局長に「極秘通達」を発したと言われます。それを発端に民商会員に対する脱会工作を絡めた「税務調査」と「課税処分」が各地で広がり、「調査拒否」や「調査妨害」には「告訴・告発」の方針が打ち出されて、それいらい刑事弾圧が全国各地に拡大していきました。その実態について私は「質問検査権の法理」(北野弘久教授編)にレポートを載せていただきました。ご参照ください。

本題に戻ります。その方針によれば、告訴・告発は所定の行動だったと思います。ただやりすぎた。友井は「長男が所持していたノートが指に当たった」との筋書きを加え嘱託医に書いてもらった「診断書」を添えて告訴状を作ったのです。「示指全治3日間」の診断書で

した(「示指」とは「人差し指」)。税務署長から通報を受けた荒川警察署では待ち構えた「公安」(「刑事係」ではなく)が広田親子の逮捕状をとり報道陣にも手を回して前述の「大捕物」を演出したという経過でした。

送致を受けた東京地検は広田親子の聴き取りを終えると勾留しないまま2人を釈放しました。「告訴」どおりの立件は無理と判断したからです。

それから税務当局には「起訴」を求める税務署や公安の「御百度参り」が繰り返されたのではないのでしょうか。事件から日時が経過した12月7日に至って地検は所得税法(旧)242条8号違反(罪名「検査拒否」「質問不答弁」)で広田さんを在宅で起訴しました。「質問不答弁」は初めての起訴だったと思います。事件は東京地裁の合議部(戸田弘裁判長)に係属しました。

2 大衆的裁判闘争の始まり

すでに各地で民商弾圧の裁判闘争が展開されており、東京では中野民商、神奈川では川崎民商の事件が先行していました。荒川民商会長の要請もあって自由法曹団からは上田誠吉さんを主任とする弁護士団が結成されました。私は弁護士登録後に民商の法律相談に関わっていた関係もあり弁護士団の事務局を担当しました。全商連・民商では「広田さん守る会」が結成され、弁護士団として深く関わることになりました。その「守る会」に参集の多彩な顔触れと、その活発で創意に溢れる発言に驚きました。

税経新人会の税理士も出席され、税制や実務に疎い私は大いに啓発されました。そしてその熱気と意気込みを裁判闘争に持ち込みたいと思いました。

さっそく弁護士団は裁判所に交渉して「特別辩护人」の許可を求めました。吉田敏幸(公認会計士)、田中健介(税理士)、杉田秀三(民商事務局長)、小太刀俊夫(同副会長)の4名でした。当時でも厚い壁だった裁判所のこの許可が、その後の大衆的な裁判闘争に展望を拓く要因となった。これまであまり語られない経過ですが、広田事件の歴史として記憶されるべきでしょう。質問検査権の歴史と濫用の実態を公開の場で明らかにした点で大きな成果をもたらしました(吉田敏幸さんが意見陳述された研究の成果を基に著作された「どんと来い税務署」が後にベストセラーになったのは周知のとおり)。

3 1審の無罪判決とその意義

公判は22回を重ねて1969(昭和44)年6月に「無罪」の判決がありました。「係官の任

意の選択により一般的、包括的に答弁や検査の間接強制が許されるのは何としても不当」と喝破した判決でした。憲法を踏まえ「適用違憲」の判決でした。裁判官は現場検証で広田さんの「生活事実」に触れ「なぜ訴追したか疑問」とも言及しています。満員の法廷が沸き立ちました。大衆的裁判闘争の勝利でした。

検察が控訴。高裁が1回の開廷で罰金(3万円)の判決。舞台は最高裁に移り1973(昭和48)年7月。第3小法廷の上告棄却の決定で確定しますが、その理由で触れた部分が「質問検査権」の要件と法的限界を示した初の「判例」となりました。そこに1審地裁の「戸田判決」の影響が透視できました。質問検査には「法的な限界」があり、「客観的な必要性」「相手方の私的利益との比較衡量」「その選択の合理性」が求められると判示したのです。

「質問検査権」の万能に依拠してきた税務権力にとっては晴天の霹靂だったことは推測に難くありません。受け入れるのに時間を要したに違いありませんが、この初めての判例に従って国税庁も改めて「税務運営方針」を作成して全職員に配布しました。

その「調査方法の改善」の項には「税務調査は公益的必要性と、納税者の私的利益の保護との衡量において、社会通念上相当と認められる範囲内で、納税者の理解と協力を得て行うものであることに照らし、一般の調査においては、事前通知の励行に努め、また現況調査は必要最小限にとどめ、反面調査は客観的に見てやむを得ないと認められる場合に限って行うこととする」と記載されています。これはご承知のとおり今も生きています。

広田事件の判例に至る経過については、自由法曹団が刊行した「憲法判例をつくる」に「税務調査の要件と限界」と題して私が全貌をまとめています。ご参照いただければ有り難い。

ちなみに戸田裁判長は最高裁判事に就任されて間もなく持病の「白血病」で亡くなりました。「司法反動」の時期に尊敬に値する裁判官でした。

4 裁判闘争のその後の展開

広田事件を嚆矢として、私は民商事件の刑事弾圧だけに限っても前橋、静岡、盛岡、名古屋など各地を転戦しました。それぞれエピソードには事欠きませんが、きりがないので割愛します。

「生活と健康を守る会」の公務妨害の「税務署事件」では1審で無罪もかちとりました。課税処分の行政訴訟でも処分の取消や減額の成果を得ました。手続上違法で処分取消もありましたが、推計課税の不合理で減額も少なからず勝ち取りました。

時代はくだりますが、青色申告取消事件では「春日裁判」の勝利が大きかったと思います。同じ事務所の羽倉佐知子弁護士と2人で取組み、東京地裁・高裁とも全面的な勝利を

勝ち取りました。その判決文と準備書面や証人尋問の速記録を全部収録した「春日裁判」と題する本が荒川民商から刊行されています。税務訴訟の原告側の代理人として法廷に臨まれる税理士の先生方の参考に役立つのではないかと思います。

5 転機となった「アメリカ・カナダ税制視察団」の経験

そして1991年11月、全商連が企画した「アメリカ・カナダ税制視察団」への参加が新たな転機となりました。太田義郎さん(現全商連会長)が団長、湖東京至さんをコーディネーターに仰いで、そこに全国の各地から民商の役員や活動家の多彩な顔触れが参集しました。税理士では鈴木章さん、浦野広明さん、弁護士では税務訴訟で実績も豊かな永尾廣久さん、それに私でした(米国では代議士で現職だった木島日出夫さんも参加された)。

その総勢がカナダとアメリカの現地で講義を受け、税務行政の現場を視察し、様々な資料を集めて回りました。その顛末は全商連発行の「納税者権利憲章の制定をめざして」と題する冊子に遺されています。

私がとりわけ強い印象を受けて、さすが「納税者権利憲章」の先進国と感心したのは、両国にほぼ共通する税制と税務行政の仕組みでした。アメリカの「納税者権利章典」、カナダの「納税者の権利宣言」【2007年から「納税者権利憲章」に改称】は冊子に載っていますが、その実践が周到かつ確実に行われておりました。その最初の成果が私たちの取組んでいる「TCFフォーラム」の運動にもつながっているわけです。そのことを改めて銘記したいと思います。

私が興味深く思ったのは、事業者は勿論ですが、給与所得者も税務争訟に積極的に関わっていることでした。それは各人が公的な施設、例えば公園や図書館や博物館などに寄付すると、その金額に相当する税額を控除できるらしい。その控除の可否をめぐるサラリーマンによる多くの争訟が行われているのです。それを聞いて啓発されました。

後に北野弘久先生の主導のもとで総評が取組んだ「固定資産税違憲訴訟」にも原告代理人として関わることになりました。この経験も忘れられません。